「令和５年度旅行業法遵守状況自己点検表」

（旅行サービス手配業）

点検年月日：　　　　年　　月　　日

点検実施者：

※点検実施者は、当該営業所で選任された旅行サービス手配業務取扱管理者としてください。

【旅行サービス手配業者名】

【登録番号】埼玉県知事登録 旅行サービス手配業 　第 　 　 号

【営業所名】

【メールアドレス】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（お持ちの場合はご記載ください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 点検項目 | 点検結果 |
| １．営業所で選任されている旅行サービス手配業務取扱管理者 |  |
| ①５年ごとに旅行サービス手配業務取扱管理者研修の登録研修機関が実施する研修を受講  　　しているか。 | 良・不良 |
| ②選任された旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名等  　・氏名 、修了・合格(認定)番号  　・氏名 、修了・合格(認定)番号 | 良・不良 |
| ２．旅行サービス手配業務に関わる契約を締結する場合 |  |
| ①旅行サービス手配業務に関し、契約を締結したときは、旅行業法施行規則第４９条に記  　　載のある事項を網羅した書面を交付しているか。  　　※書面の交付は、年間契約等の基本的な契約の締結および都度発生の契約等数種の書面  　　によって満たすことも認められる。 | 良・不良 |
| ②インターネットを利用して旅行サービス手配業務を行う場合であって、書面を電磁的方  　　法で交付する場合には、予め旅行サービス手配業務に関し取引をする者の承諾を得てい  　　るか。 | 良・不良 |
| ３．緊急時の対応等 |  |
| ①緊急時の業務分担、社内及び事故報告等関係機関への連絡体制が整っているか。 | 良・不良 |
| ②上記について、役員・従業員等に周知しているか。 | 良・不良 |
| ③苦情相談の窓口は定めているか。また、苦情に係る事情と解決の結果等について、社内  　　で周知しているか。 | 良・不良 |
| ４．旅行業法に基づく埼玉県への届出 |  |
| ①登録事項に変更があったときは、その日から３０日以内に登録事項変更届を、埼玉県に  　　提出しているか。 | 良・不良 |
| ５．禁止事項への関与等 |  |
| ①旅行サービス手配業登録の名義を他人に利用させていないか。 | 良・不良 |
| ②旅行サービス手配業務を他人に委託する場合、登録のある旅行業者又は旅行サービス手  　　配業者に委託しているか。 | 良・不良 |
| ③取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実を告げる行為をして  　　いないか。 | 良・不良 |
| ④旅行サービス手配業務に関し取引をした者に対し、不当な支払遅延を行っていないか。 | 良・不良 |
| ⑤不健全旅行や模倣品購入等に関与していないか。 | 良・不良 |
| ⑥貸切バスの契約において、白ナンバーバスの利用、交替運転者の要否、営業区域外の運  　　行、停留場所の選定等他法令に違反する行為に関与していないか。 | 良・不良 |
| ⑦貸切バス事業者との間の運送申込書/運送引受書を保存しているか。貸切バス事業者の運  　　賃・料金は上限額・下限額の範囲内に収まっていることを確認するとともに、運行終了  　　後に必要に応じて正しく精算しているか。貸切バス事業者から手数料等を徴収している  　　場合は、その額及び率を記載しているか。 | 良・不良 |
| ⑧いわゆる薬事法やいわゆる景品表示法に違反した物品の販売に関与していないか。 | 良・不良 |
| ⑨上記の他、旅行業法に規定する禁止行為を行っていないか。 | 良・不良 |
| ⑩個人情報は保護されているか。 | 良・不良 |

（注意事項）

１．令和５年度の自己点検は、令和５年１２月２８日（木）までに提出してください。

２．点検結果は、いずれかを○で囲んで下さい。点検を実施する営業所における旅行業務について、点検項

目が該当しない場合には点検結果欄に斜線をして下さい。

３．自己点検表は、点検実施後、２年間保管して下さい。

（「主たる営業所」にあっては全営業所の点検結果、その他の営業所にあっては当該営業所の点検結果

を保管して下さい。）

４．点検結果が不良であった事項については、直ちに改善措置を講ずるとともに、『概要』及び『改善結果』

を別紙（様式は適宜）に記載し、点検表とともに２年間保管して下さい。